

性能評価手数料

1. 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定により、以下の通りです。【新規】

(単位：円 非課税)

評価項目	評価の内容	手数料
令第 46 条第 4 項の表 1 の (八)又は施行規則第 8 条の 3 の認定に係る性能評価	令第 46 条第 4 項の表 1 の(八)＜木造軸組耐力壁の壁倍率＞	1,420,000
	施行規則第 8 条の 3＜枠組壁工法耐力壁の壁倍率＞	1,420,000

2. 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項の規定により、既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合は、申請 1 件につき、72 万円です。【試験なし評価】

※受付委員会以降に取り下げられても所定の手数料をいただきます。また、評価中に構造上重大な変更を行った場合においても、当法人で取り下げ扱いとさせていただきます場合がありますので、ご注意ください。

※評価終了後に構造上重大な変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますので、ご注意ください。